



栃木県公報

平成30(2018)年
7月10日(火)
第3002号

目 次

規 則	
○栃木県行政組織規程の一部改正	589
告 示	
○公印の作成	589
○生活保護法による指定施術機関の指定	590
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	590
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定	590
公 告	
○特別保護地区の指定予定	591

規 則

栃木県規則第三十六号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年七月十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 略	2 1 略
2 5 略	2 栃木県東京事務所事業推進室大阪分室の位置 は、当分の間、第三十五条第五項の規定にかかわ らず、東京都千代田区とする。
3 6 略	3 略

附 則

この規則は、平成三十年七月三十日から施行する。

(人事課)

告 示


栃木県告示第367号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程(昭和49年栃木県訓令第15号)第12条の規定により告示する。

平成30(2018)年7月10日

栃木県知事 福田 富一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公印管理者

栃木県知事印④		方28	てん書	出先機関専用	平成 30 (2018) 年 8月1日	栃木県栃木県 税事務所長
---------	---	-----	-----	--------	---------------------------	-----------------

(文書学事課)

栃木県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成30 (2018) 年 7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成30 (2018) 年 4月1日	池田 貴憲	鹿沼市茂呂244番地3 ベルグラーズ203	保健接骨院	小山市花垣町1-13-2 121号
平成30 (2018) 年 6月1日	薄葉 維一郎	那須郡那須町大字湯本 722番地12	こてやま整骨院	宇都宮市鑑山町2023-7

(保健福祉課)

栃木県告示第369号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
みのり薬局	河内郡上三川町しらさぎ 2-25-7	株式会社フォルマン	平成30 (2018) 年 6月1日

栃木県告示第370号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
-----	-------	---------	-----------

医療法人いぶき会小倉医師 会通りクリニック	佐野市植上町1752-2	医療法人いぶき会	平成30（2018）年 5月28日
宇都宮中央眼科	宇都宮市砥上町151-4	稲田 隆之	平成30（2018）年 6月22日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
東邦薬局宇都宮野沢店	宇都宮市野沢町45番地1	株式会社ココカラファイン ヘルスケア	平成30（2018）年 4月1日
みのり薬局	河内郡上三川町しらさぎ 2-25-7	株式会社フォルマン	平成30（2018）年 6月1日

3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション孫の 手・うつのみや	宇都宮市元今泉7丁目32番 16号	株式会社孫の手しもつけ	平成30（2018）年 4月1日
訪問看護ステーションえん	栃木市大平町富田1674-2	合同会社ケーアイ	平成30（2018）年 5月30日

（健康増進課）

公 告

○特別保護地区の指定予定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案を、栃木県環境森林部自然環境課及び栃木県矢板森林管理事務所において、平成30（2018）年7月10日から同月24日まで一般の縦覧に供するので、当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

平成30（2018）年7月10日

栃木県知事 福 田 富 一

特別保護地区の名称	特別保護地区の区域及び面積	特別保護地区の存続期間	特別保護地区の保護に関する指針の案
高原山特別保護地区	1 区域 矢板市長井字ザラメキ2597-1、字ヨベイ2599-1、字大河原2601、2601-1、字水の木折戸2600-1、字灰焼場2603-1、字弓張2920-1、2920-2、2921、2923、2930-2、2933-2の区域一円。 2 面積 221ヘクタール	平成30（2018）年11月1日から 平成40（2028）年10月31日まで	1 県指定特別保護地区の指定区分森林鳥獣生息地の保護区 2 県指定特別保護地区の指定目的 高原山鳥獣保護区は、矢板市北西部に位置する高原山系のミツモチ山頂から南東斜面を中心とした地域であり、落葉広葉樹林が優占する林相を形成している。このような環境を好む森林性から、疎林林縁性の鳥類としてアカゲラ、ウグイス、エナガなど、獣類としては、主にキツネ、タヌキ、リスなどの中・小型の種に加え、ツキノワグマ、ニホンジカ等

の大型の種が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、標高600mから1,200m程度の地帯は良好なブナ、ミズナラなどの天然の落葉広葉樹林による豊かな自然環境を形成しており、野生鳥獣にとって良好な生息環境となっている。「レッドデータブックとちぎ」掲載種として、ヤマドリ、ハイタカ、サンショウクイ、サンコウチョウ、クロツグミ、コサメビタキ、ヨタカ、オオタカ、フクロウ（準絶滅危惧（C））の生息が確認されている。

このため、当該区域は高原山鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定による特別保護地区に指定し、鳥獣保護及び鳥獣の生息域の保護を図るものである。

3 管理方針

- (1) 特別保護地区の再指定後、速やかに制札の点検、必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。
- (2) 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

(自然環境課)